

(様式第1－2号)

学 則

1 開講の目的

東かがわ市で不足する介護人材を確保し、介護サービスの充実を図ることを目的として、介護職員の入門研修である介護職員初任者研修を実施する。

2 研修の名称

介護職員初任者研修（通学・**通信**）

3 課程及び形式

■介護職員初任者 研修課程（通学・**通信**）
□生活援助従事者

4 県内事業所の所在地

香川県高松市屋島西町 2484-11

5 開催期間

5 カ月

6 開催回数（年間）及び開催時期

・開催期間 年 1 回

4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
						←	→				

(注)  で時期を明示すること。

7 研修内容

（別紙「研修カリキュラム・シラバス」のとおり）

8 講師の氏名及び担当科目並びに専任又は兼任の別

（別紙「講師一覧表」のとおり）

9 研修実施場所

講義

大内公民館

香川県東かがわ市三本松 1296-36

東かがわ市交流プラザ

香川県東かがわ市湊 1806-2

演習

東かがわ市交流プラザ

香川県東かがわ市湊 1806-2

《高松校》※補講のみ

講義・演習 スマイル・ステーション株式会社

香川県高松市屋島西町 2484-11

10 受講対象者

原則、東かがわ市に住所を有する者で、東かがわ市内において介護職員として介護の業務に従事する者、従事することを希望する者であり、研修スケジュールによる受講の継続が可能な者。

11 受講定員 15名

12 受講手続及び本人確認の実施方法

- ・ 受講手続：東かがわ市市民部長寿保健課にて行う。受講料は東かがわ市市民部長寿保健課が受講者に振込用紙を送付の上徴収する。
- ・ 本人確認の実施：研修初日に運転免許証またはマイナンバーカード等の原本提示により本人であることを確認し、その写しを保存する。

13 科目の一部免除の取扱いと手続

生活援助従事者研修修了者に対し別紙の通り全免除とする。

生活援助従事者研修修了者であることの証明証（修了証）の原本提示により、研修修了を確認し、その写しを保存する。

14 受講料、教材費等、受講者が負担すべき費用

30,000 円（教材費・消費税込み）

15 実技評価の方法等（別紙「実技評価基準等」のとおり）

16 修了評価の方法等（別紙「修了評価基準等」のとおり）

17 未修了者又は辞退者の取扱方法及び費用等

やむを得ない理由や自己都合により未修了となり、本人の受講継続の意思を確認した場合、研修の修業年限までは、個別対応での補講を認める。

その場合の補講料は、1 時間につき 2,000 円（税込）を受講者の負担とする。

研修を辞退した場合、退校扱いとする。辞退の申し出が研修開始後であった場合は理由の如何を問わず、受講料は一切返還しない。

18 補講を実施する場合の実施方法及び費用等

- ・ 修了評価筆記試験が不合格になった場合は、再試験 1 回につき 2,000 円（税込）を受講者の負担とする。
- ・ 面接指導について、やむを得ない理由により研修の一部を欠席した場合は 1.5 時間を単位とし、下記の方法で補講を行うことにより該当細目を修了したものとみなす。個別対応の場合は 1 時間につき 2,000 円（税込）を受講者の負担とする。

① 同一内容の細目を別な日に新たに設定し、個別の対応で行う。

② 実技評価が不合格となった場合、または受講者の知識・技術等の習得が十分でないと認められた場合は、補講を行い、到達目標に達するよう努め、再評価する。なお、その際の補講料の無料とする。

19 問合せ・申込み先

東かがわ市市民部 長寿保健課

香川県東かがわ市湊 1847 番地 1 電話 0879-26-1360

20 情報の開示を行うためのインターネット上の事業者のホームページアドレス

<http://kaigo-shikaku-no1.com>

21 その他

・授業中の私語等、講師の注意に対しても改善が認められなかった場合、退出させる場合がある。
この場合、退出した講義は 1.5 時間を単位とし補講を行う。この場合の補講料は受講者の負担とする。

・研修実施事業者：スマイル・ステーション株式会社

香川県高松市屋島西町 2484-11 電話 087-843-1888

